

国際会計基準審議会 (IASB) 会議概要 (2015年4月)

IASBでは2015年4月度（4月27日から4月29日）、次のトピックが議論されている。

プロジェクト/今回の議論の概要	今回の会議での討議・決定事項
<p>① 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定</p> <p>2014年9月に公表された公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」における提案について議論された。</p>	詳細はⅠ（32頁）参照
<p>② 顧客との契約から生じる収益</p> <p>IFRS第15号の発効日に関する論点、及び収益認識に関する共同の移行リソース・グループで取り上げられた論点のうち、回収可能性の検討等について議論された。</p>	詳細はⅡ（32頁）参照
<p>③ IAS第40号「投資不動産」－建設中の不動産の棚卸資産から投資不動産への振替え</p> <p>明らかな用途変更がある場合に、建設中の投資不動産を棚卸資産から投資不動産に振り替えるべきかについて議論された。</p>	詳細はⅢ（33頁）参照
<p>④ IFRSの年次改善2014－2016年サイクル</p> <p>公開草案には、過去に暫定合意された次の2つの修正案が含まれ、公開草案の公表作業が進められることが確認された。</p> <p>a. IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」：初度適用企業に対する短期的な免除</p> <p>b. IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」：純損益を通じた公正価値による投資先の測定は投資ごとの選択である旨の明確化</p>	デュー・プロセスが今後の会議で検討された後、「IFRSの年次改善2014－2016年サイクル」の公開草案が2015年の第3四半期に公表される予定である。
<p>⑤ IFRIC解釈指針案－「法人所得税の不確実性の会計処理」</p> <p>IFRS解釈指針委員会が開発したIFRIC解釈指針案「法人所得税の不確実性の会計処理」の開発及び公表に関するデュー・プロセスのステップが確認された。</p>	IASBが十分なデュー・プロセスのステップを行った旨が確認された上で、スタッフに書面投票プロセスを開始する指示がなされた。 本解釈指針案の公表は、2015年の第2四半期に予定されている。
<p>⑥ 開示に関する取組み</p> <p>複数の取組みが同時進行しているが、今回は重要性及び開示原則等について議論された。</p>	詳細はⅣ（34頁）参照
<p>⑦ 高インフレ</p> <p>IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に記載されている累積インフレ率の閾値を引き下げるかどうかを含め、調査研究プログラムのプロジェクトである高インフレが議論された。</p>	詳細はⅤ（34頁）参照

IASB会議概要に関して、暫定合意が行われたトピックを中心に、「背景」、「今回の議論のテーマ」、「主な暫定決定事項」、「今後の予定」に分けて記載する。

このIASB会議概要では、それぞれのトピックにおいて、どのような問題意識をもとに議論がスタートし、議論が進んでいるかについて、その概要を記載することを目的とする。高品質な会計基準開発のため、IASBにおいて議論は限りなく行われており、議論の本質を見失わないため、上記のような構成としている。

このIASB会議概要は、このような趣旨で記載しているため、今回のIASB会議のより詳細な内容については、IASBが公表した「IASB Update¹」及び企業会計基準委員会スタッフによる「IASB Update」の和訳²をご参照いただきたい。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

I 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定

背景

IASBは、2014年9月に公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」（以下「本公開草案」という。）を公表し³、次の事項を明確化する提案を行った。

- 子会社、共同支配企業及び関連会社への投資⁴（以下「子会社等」という。）の会計単位を投資全体とする。
- IFRS第13号「公正価値測定」において、活発な市場における相場価格（すなわち、レベル1のインプット）のある子会社等に対する投資の公正価値は、その金融商品の相場価格に保有する金融商品の数量を乗じた結果（すなわち、単価×数量）である。

これは、レベル1のインプットのある子会社等の公正価値測定について、特に、プレミアム又はディスカウント（例えば、支配プレミアム）などの調整を適用するかどうかについて不明確であるとの指摘がなされたためである。

また、本公開草案では、子会社等の公正価値と同様、資金生成単位（CGU）がレベル1のインプットのある投資である場合の回収可能価額について、公正価値は、金融商品の相場価格に保有する金融商品の数量を乗じた結果（すなわち、単価×数量）から処分コストを控除して測定する提案が行われた。

このほか、IFRS第13号におけるレベル1の公正価値測定が可能な金融商品のみにより構成されるポートフォリオで、ネット・エクスポージャーに基づき管理される金融資産及び金融負債のグループは、そのネット・エクスポージャーに相場価格を乗じた結果として公正価値を測定することを明確にするため、設例を追

加することが提案された。

今回の議論のテーマ

IFRS第13号のネット・エクスポージャーに基づき管理される金融資産及び金融負債のグループについて、公開草案で提案された公正価値測定の適用を例示した設例が議論された。



主な暫定決定事項

- 公開草案で提案された設例は、IFRS第13号の適用を適切に例示していると判断されたものの、実務の著しい不統一が明らかとなっていないことなどから、IFRS第13号の設例案を別個の文書として公表することは不要であるとの暫定決定がなされた。

今後の予定

本プロジェクトの残りの側面に関する議論が今後の会議で継続される予定である。

II 顧客との契約から生じる収益

背景

2014年5月、IASBは、米国財務会計基準審議会（FASB）と行った共同プロジェクトの成果として、収益に関する基準書IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表している。このIFRS第15号は、収益に関する包括的な単一の会計基準を開発することにより、財務諸表作成者による会計基準の適用を容易にするとともに、企業間の比較可能性を向上させ、財務諸表利用者にとってより有用な情報を開示することを目的として開発されたものである。

また、この新基準に関して、IASBとFASBは2014年

6月、収益認識に関する共同の移行リソース・グループ（Transition Resource Group for Revenue Recognition、以下「TRG」という。）の創設を発表し、定期的に会合が開催されている。TRGは、企業が新基準を適用する際に発生すると想定される潜在的な論点について議論することを目的としており、作成者、監査人、利用者等により構成されている。TRG自体が解釈指針等を開発することはなく、TRGにおける議論の内容が定期的にIASBとFASBに報告される仕組みとなっている。さらにTRGは、新基準の適用に関して、利害関係者に学習の機会を提供することもその設立趣旨とされている。

今回の議論のテーマ

上記のように、TRGでは新基準が適用された場合の円滑な運用を目的として、潜在的な問題点について議論が行われており、今回は、その中でも、回収可能性の検討等について議論が行われた。また、FASBでは発効日を1年延期することが暫定決定されており、IASBにおいてもIFRS第15号の発効日に関して議論された。

主な暫定決定事項

- IFRS第15号の発効日を1年延期することを暫定的に決定した。これにより企業は、2018年1月1日以後開始する事業年度よりIFRS第15号を適用することになるが、早期適用は認められる。
- 回収可能性に関して、IFRS第15号の明確化等を目的とした修正は行わないことを暫定的に決定した。

今後の予定

IFRS第15号の発効日に関する狭い範囲の公開草案を公表し、2015年7月の会議で最終確定する予定である。

Ⅲ IAS第40号「投資不動産」－建設中の不動産の棚卸資産から投資不動産への振替え

背景

2008年のIAS第40号「投資不動産」の修正により、IAS第40号の適用が建設中又は開発中の投資不動産にまで拡大された。しかし、投資不動産への振替又は投資不動産からの振替（以下「投資不動産の振替」とい

う。）に関するガイダンスを定めているIAS第40号第57項⁵については修正が行われず、建設中又は開発中の投資不動産の振替に関するガイダンスが存在しないことから、このような建設中又は開発中の投資不動産の振替が認められるかどうかは必ずしも明確ではない。

これについて、IFRS解釈指針委員会に、IAS第40号第57項の修正が行われなかったのは、次のいずれの理由によるものだったのかという質問が提出された。

- 見落としだった。
- 明らかな用途変更がある場合でも、過去に棚卸資産に分類していた建設中又は開発中の不動産の投資不動産への振替を禁止することだった。

これを受けて、2015年1月のIFRS解釈指針委員会では、用途変更が生じているという証拠がある場合にのみ、建設中又は開発中の投資不動産について、分類変更を行うべきであるようIAS第40項第57項の修正を行うことを、IASBに対して提案することが決定された。

今回の議論のテーマ

IAS第40号第57項の狭い範囲の修正についてのIFRS解釈指針委員会からの提案について議論がなされた。

主な暫定決定事項

- IAS第40号における投資不動産の振替についての原則を明確にするため、以下のように第57項を修正することが暫定的に決定された。
 - a. 投資不動産の振替は、当該不動産の用途変更があった場合にのみ行うべきである。
 - b. こうした用途変更は、当該不動産が投資不動産に該当するかどうかの評価を伴う。当該用途変更は、証拠の裏付けがあるべきである。
- IAS第40号第57項(a)から(d)は網羅的ではなく、用途変更が生じている証拠の例とすべきであることが暫定的に決定された。
- 投資不動産の振替について、用途変更を裏付けるために使用した証拠の開示は要求しないことが暫定的に決定された。

今後の予定

今後の会議でデュー・プロセスを確認した上で、この

修正案の公開草案を2015年の第3四半期に公表する予定である。

IV 開示に関する取組み

背景

現行のIFRSの表示及び開示要求に対して、様々な関係者から様々な見解が示されている。その1つとして、現行のIFRSは開示要求が多く、財務諸表利用者にとって重要性の低い情報まで企業は開示を行う。その結果として、財務諸表の有用性が低下しているという指摘がある。こうした意見を受けてIASBでは、開示に関する取組みとして、短期的に対応可能な項目、及び中長期的に対応する項目を識別し、開示を改善するためのプロジェクトを進めている。

今回の議論のテーマ

開示に関する取組みは、上記のように複数のプロジェクトが同時に議論されているが、今回はその中でも、重要性及び開示原則等に関して議論された。



主な暫定決定事項

重要性

- 重要性に関するプロジェクトに関して、必要なデュー・プロセスのステップを全て完了していることを確認した。
- 開示に係る基準（IAS第1号「財務諸表の表示」）に関して、重要性の定義の修正案、及び重要性の特徴を明確にした文章を含めることを暫定決定した。

開示原則

- 開示原則のディスカッション・ペーパーに、IAS第1号「財務諸表の表示」の重要性と集約のセクションの修正案を含めることを暫定決定した。この修正は、以下の追加的なガイダンスを提供する。
 - ◇ どのような場合に、財務諸表又は注記において区分して表示すべきか。
 - ◇ 開示要求に関して、どの程度詳細に開示すべきか。
- 開示に係る基準（IAS第1号「財務諸表の表示」）に関して、以下を含めることを暫定決定した。

◇ 注記の役割に関する記述

◇ 財務諸表の目的及び注記の役割をベースにした開示の目的

- 開示原則のディスカッション・ペーパーに、開示の目的の開発のために焦点を当てた以下の2つの点を含めることを暫定決定した。

◇ 注記に開示する情報の種類

◇ 企業の将来キャッシュ・フローに関する見直し、及び経営者の受託責任を、利用者はどのように評価するのか

- 開示原則のディスカッション・ペーパーの公表前に、IAS第16号「有形固定資産」及びIFRS第3号「企業結合」についてフィールド・テストを行うことを暫定決定した。このフィールド・テストは、様々な法域の作成者、監査人、規制機関及び利用者を行うことを予定している。

今後の予定

2015年5月の会議において、開示原則プロジェクトの一部として、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」のレビュー、本体又は注記における表示等について議論する予定である。

V 高インフレ

背景

IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」においては、超インフレ経済国を判断するための絶対的なインフレ率を明確に定めていないが、超インフレを示す指標として「3年間の累積インフレ率が100%に近い、100%を超えている」ことが挙げられている。これは、IAS第29号はその適用を、超インフレ経済国の通貨である企業に限定しており、高インフレ経済国の通貨である企業に適用するなど、一般的な物価変動会計を対象としていないためである。

これに対して、超インフレではないものの高インフレにさらされている（又はさらされていた）多くの法域を有するラテンアメリカ基準設定主体グループ（GLASS）とアルゼンチンの基準設定主体から、次の要望がIASBに提出された。

- IAS第29号に含めている累積インフレ率の閾値を

廃止するか又は引き下げる⁶。

- 財務諸表の修正再表示から生じる修正の報告のための手続を変更する。

今回の議論のテーマ

調査研究プログラムのプロジェクトである高インフレが議論された。



主な暫定決定事項

IAS第29号におけるインフレの閾値を引き下げる提案はしないこと、また、インフレをより全般的に扱うIAS第29号の代替案又は基準の開発に関する作業を行わないことが暫定的に決定された。

今後の予定

このプロジェクトは、アジェンダ協議で利害関係者がこれらの決定に関してコメントできるようにするため、調査研究プログラムに残される予定である。また、新興経済圏グループに、高インフレにさらされている法域の企業に対する開示に関する要求事項を開発することにメリットが生じるかどうかを検討するよう依頼がなされる予定である。

(機関誌編集員会編集員 太田実佐)

〈注〉

- 1 <http://www.ifrs.org/Updates/IASB-Updates/Pages/IASB-Updates.aspx>
- 2 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/update/2015.shtml
- 3 本公開草案に対するコメントは、2015年1月で締め切られ、2015年3月のIASB会議において、寄せられたコメントの要約が議論された。
- 4 IFRS第10号「連結財務諸表」、IAS第27号「個別財務諸表」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の適用範囲
- 5 IAS第40号第57項では、投資不動産への振替又は投資不動産からの振替について、次のように定めている。
投資不動産への振替又は投資不動産からの振替は、次により証明される用途変更がある場合に、かつ、その場合にのみ、行わなければならない。
(a) 投資不動産から自己使用不動産への振替について

は、自己使用の開始

- (b) 投資不動産から棚卸資産への振替については、販売を目的とした開発の開始
 - (c) 自己使用不動産から投資不動産への振替については、自己使用の終了
 - (d) 棚卸資産から投資不動産への振替については、他者へのオペレーティング・リースの開始
- 6 例えば、3年間の累積インフレ率を26%とする（年間で8%相当）。